(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して** 一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

~雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい~

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年9月30日までを目途に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、緊急対応期間を

令和2年12月31日

まで延長いたします。

注意点など

- ○ご利用可能な特例措置の内容は、高助成率や、要件緩和など **すべて引き続き延長**となります。
- ○特例期間(令和2年1月24日~)、緊急対応期間(令和2年4月1日~)いずれも同日まで延長となります。
- ○**支給対象期間の末日の翌日**から<u>2ヶ月以内</u>に申請する必要がありますので、ご留意いただくとともに、早めの申請をお願いいたします。
- 〇令和3年1月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し 改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL020930企01